

恵庭市告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により
恵庭市森林整備計画を樹立したので、同法第10条の5第10項の規定に
より公表する。

尚、変更後の恵庭市森林整備計画書及び関係図書は、恵庭市役所経済部
農政課において保管する。

令和5年3月15日

恵庭市長 原 田

